

令和6年度

宇佐市農業委員会
臨時總會議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会臨時総会会議録

令和6年4月4日（木）午前時より本庁2階23・24会議室において宇佐市農業委員会が臨時総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

出席委員

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員 2番 阿部 善浩 委員 3番 池田 雅彦 委員

4番 信國 和徳 委員 5番 辻 勝 委員 7番 安倍 隆司 委員

8番 今仁 俊朗 委員 9番 司城 慶三 委員 10番 永岡 卓巳 委員

12番 牧野 金生 委員 13番 宮田 文昭 委員 14番 吹上 和子 委員

15番 筈口 芳人 委員 16番 植松 好子 委員 17番 小野 公博 委員

18番 後藤 寛治 委員 19番 山末 隆一 委員

欠席委員

11番 清祐 義人 委員

農業委員会事務局

久保 嘉久 事務局長、松成 裕二 農政係総括、木原 典子 農地係総括

庄部 智裕 農地係主任

議事日程

日程第1 臨時議長の選出について

日程第2 会長及び同職務代理者の互選について

日程第3 委員の議席について

日程第4 議事録署名委員の指名について

日程第5 地区審議会長及び同職務代理者の互選について

日程第6 大分県農業会議会議員の選出について

日程第7 農業者年金加入推進部長の選出について

日程第8 議案第1号 宇佐市農地利用最適化推進委員の選任について

日程第9 宇佐市農地利用最適化推進委員の委嘱について

事務局 長

辞令交付式に引き続き総会にご出席いただき誠にありがとうございます。引き続き進行を務めさせていただきます。

このたびの農業委員改選におきまして、市長より任命されました皆様におかれましては、ご就任にあたり心よりお慶び申し上げます。

これからの3年間、公私に渡り大変なご労苦をおかけすることとなろうと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和6年度宇佐市農業委員会臨時総会を開催いたします。

ただ今のところ出席委員は、19名中18名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条に定める定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

お手元に配布しております臨時総会議案書1ページの会議日程に従いまして、進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1「臨時議長の選出について」でございますが、宇佐市農業委員会会議規則第8条第3項に、市長の任命後最初に行われる総会において、会長及び会長職務代理者の互選を行う場合において臨時議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行う旨が規定されていることから、出席委員のうち、最年長者である吹上和子委員にお願いしたいと存じます。吹上委員、議長席へ移動願います。

臨時 議長

ただいま、ご指名いただきました吹上でございます。事務局からの説明のとおり、臨時議長の職を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事日程に従いまして、進めさせていただきます。

日程第2「会長及び同職務代理者の互選について」ですが、ただ今から互選が終了するまでは、本総会を互選会と称します。

互選会は、在任委員の3分の2以上の者の出席により成立する旨が、宇佐市農業委員会互選規程第5条に定められておりますが、本日の出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、互選会は成立いたします。

最初に宇佐市農業委員会互選規程第6条の規定により、互選に関する事務を管理させるため、互選管理人を1人定めなければならないこととなっております。議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員 より

(異議なしの声)

臨時議長 それでは、互選管理人は、久保事務局長にお願いいたします。

では、日程第2「会長及び同職務代理者の互選について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

互選管理人 日程第2「会長及び同職務代理者の互選について」でございますが、互選の方法につきましては、宇佐市農業委員会互選規程第7条の規定により「会長及び同職務代理者の互選は、委員が単記無記名投票を行い」、同規程第9条第3項の規定により「有効投票の最多数を得た者を当選人とする」と定められております。

また、同規程第10条第1項で「第7条から前条までの規定にかかわらず、互選会に出席した委員の中に異議がないときは、互選につき、投票によらないで指名推薦の方法によることができる。」と定められております。

ただし、指名推薦の方法を用いる場合は「指名推薦の方法により指名すること」、「会長及び同職務代理者に指名された者を当選人にすること」につきまして、出席している委員全員のご異議がないことが必要でございます。以上です。

臨時議長 説明のとおり、互選の方法は、投票による場合と指名推薦による場合の二通りがございます。

なお、一つの議題ではございますが、互選の対象は、会長及び同職務代理者の二件となっておりますので、それぞれに整理して進行させていただきます。

ここで、お諮りいたします。会長の互選については、いきなり投票により決定するのではなく、まずは、指名推薦の方法で決定ができればと考えます。

会長の互選を指名推薦の方法で行ってよろしいでしょうか、ご異議ございませんか。

委員より (異議なしの声)

臨時議長 ご異議がないようですので、会長の互選は指名推薦といたします。

では、一旦ここで、互選会の進行を互選管理人にお願いいたします。

互選管理人 それでは、会長の互選を指名推薦の方法で行います。挙手の上、推薦をお願いします。

宮 田 委 員 宮田と申します。会長に久保田昭廣委員を推薦します。久保田委員は長洲地区で、広く農地を耕作しています。また現在、宇佐地区認定農業者協議会の会長、大分県認定農業者協会の会長も務めており、極めて農業に精通しています。米、麦、大豆を中心に高収益野菜の小葱も栽培しており、それらの耕作面積は23.5ヘクタールにも及びます。加えて、担い手の育成にも精力的であり、高校生や大学生の受け入れも積極的に行っています。将来の農業、農地の在り方について真剣に、また前向きな考えを持った人物であります。

以上が推薦の理由となります。よろしく申し上げます。

互 選 管 理 人 他に推薦はございませんか。

委 員 よ り (発言なし)

互 選 管 理 人 会長に久保田委員が推薦されましたので、当選人と定めるべきかどうかを、お諮りいたします。

宇佐市農業委員会会長を久保田委員に決定することにご異議はございませんか。

委 員 よ り (異議なしの声)

互 選 管 理 人 ご異議ないものと認め、よって宇佐市農業委員会会長に久保田委員が選出されました。

では、一旦ここで互選会を中断し、議題に戻させていただき、進行を議長にお願いいたします。

臨 時 議 長 それでは、議題の会長職務代理者の互選についてでございますが、お諮りいたします。

会長職務代理者の互選を指名推薦の方法で行ってよろしいでしょうか、ご異議ございませんか。

委 員 よ り (異議なしの声)

臨 時 議 長 ご異議がないようですので、会長職務代理者の互選についても指名推薦といたします。

では、互選会となりますので、進行を互選管理人にお願いいたします。

互 選 管 理 人 それでは、会長職務代理者の互選についてですが、推薦をお願いします。

久保田委員 はい。川野峰志委員を推薦します。長年に渡り、大分県農業共済で参事を務められ、地元で自治会長もなさっており、大変優れた人材であると思います。以上です。

互選管理人 他に推薦はございませんか。

委員より (発言なし)

互選管理人 会長職務代理者に川野峰志委員が推薦されましたので、当選人と定めるべきかどうかを、お諮りいたします。

宇佐市農業委員会会長職務代理者を川野峰志委員に決定することにご異議はございませんか。

委員より (異議なしの声)

互選管理人 ご異議ないものと認め、よって宇佐市農業委員会会長職務代理者に川野峰志委員が選出されました。

ただ今の決定により、当選人に対する通知にかえさせていただきます。

それでは、当選人となられましたお二方に、それぞれ会長等になることを承諾されるかお伺いします。

久保田昭廣委員、宇佐市農業委員会会長となる旨を承諾いただけますか。

久保田委員 承諾いたします。

互選管理人 川野峰志委員、宇佐市農業委員会会長職務代理者となる旨を承諾いただけますか。

川野委員 承諾いたします。

互選管理人 ただ今の承諾する旨の回答により、当選人は会長及び同職務代理者に互選されたものとし、この日から就任するものとします。

それでは、会長及び同職務代理者となられましたお二方に、一言ごあいさつをお願いいたします。

恐れいりますが、お二方につきましてはこちらの方へお願いいたします。

久保田委員 ただ今の互選により、会長の任に与かりました久保田昭廣です。私は農業委員としては2期目となりますけども、1期目にやり残したことはたくさんありまして、この2期目に皆さんと一緒にやり遂げたいと思っております。先ほど推薦いただいた際に

もありましたように、私は大分県の認定農業者協会の会長を務めております。今、大分県の農業は高齢化と担い手不足で衰退しています。10年先の宇佐市の農業、農地をどうやって守るのかについて、真剣に考えなければならない時期にあると思っています。でなければ、次の世代に宇佐市の広大な農地を残せないんです。企業に任せようにも、企業は赤字なら撤退します。そうになると地域はみんな荒れ地になります。そうならないために、われわれ農業委員19名でチームを組んで、10年後20年後、次の世代に農地を託す役目があると思っています。このように大きいことを言って、本当にできるのか思うかもしれません。しかしこれは積み重ねが大事で、また始めなければ始まりません。だから私は、そんな強い気持ちを持って、皆さんと取り組んでいくつもりです。学生の子たちにも言っています。「君たちが宇佐を離れ就職してもいいけど、帰ってきたら農業をしないといけなくなる。いま若いうちには興味がなくとも。」と。だから私たちは魅力ある農業を残さなければならない。昨年、学生の子たちに3日間、農家への研修に入ってもらいました。そこで農家の人たちが一番喜んだのは、他人の子どもと接触することによって農業の見方が変わった、ということでした。そうやって、世代が変わっていく中でも宇佐市の農業、農地を考えるということを、私はやっていきたいと思っています。今回、私が会長に選出いただきましたが、私だけで突っ走ってもだめです。この気持ちを皆さんにも持っていて、地域のリーダーとして、そういう動きを広げていっていただきたいと思います。

この度は推薦をいただきましてありがとうございます。3年間頑張りますので、どうぞよろしく申し上げます。

川 野 委 員 　ただ今の互選により、会長職務代理者に任命されました川野峰志と申します。もとより未熟者ではございますが、久保田新会長をサポートしながら、また皆さんのご助力を賜りながら、しっかりと農業委員会の運営に尽力する所存ですので、皆さまがたのお力添え、ご指導のほどよろしく申し上げます。

互 選 管 理 人 　お二方は、自席にお戻りください。
以上で互選会が終了しましたので、互選管理人の任を解かせていただきます。

臨 時 議 長 　ただいま、会長及び同職務代理者の互選が終了し新たな会長が選出されましたので、臨時議長の職を解かせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

事 務 局 長 　新たに会長となられた久保田昭廣委員につきましては、宇佐市

農業委員会会議規則第8条第1項に、会長は、総会の議長となり議事を整理する旨が規定されていることから、議長席へご登壇の上、以降の議事の進行をお願いします。

議長 それでは、議事を進めさせていただきますので委員皆様方のご協力のほど、よろしくお願いいたします。
日程第3「委員の議席について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 長 日程第3「委員の議席について」でございます。
議席については、宇佐市農業委員会会議規則第7条の規定により議席はくじで定めることとなっております。委員の皆様には受付の際にくじを引いていただき、議席番号が決定しました。この議席番号は任期中に変わることなく、総会では議席番号順に着席いただくこととなります。なお、本日は、地区順に着席いただいておりますが、このまま進行させていただきます。以上です。

議長 ただいまの説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
次に日程第4「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
「議事録署名委員の指名について」でございますが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員 より (異議なしの声)

議長 それでは、議事録署名委員は、慣例により議席番号順となっております。
議席番号1番川野峰志委員、議席番号2番阿部善浩委員の両名をお願いします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。
次に日程第5「地区審議会長及び同職務代理者の互選について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 長 日程第5「地区審議会長及び同職務代理者の互選について」でございます。
宇佐市農業委員会地区審議会規程第1条で、農業委員会に地区審議会を置くと定められており、同規程第2条でその名称と区域は「長洲・宇佐地区審議会」が長洲中学校区及び宇佐中学校区の区域、「駅川・四日市地区審議会」が北部中学校区、西部中学校

区及び駅川中学校区の区域、「安心院・院内地区審議会」が安心院中学校区及び院内中学校区の区域と定められており、同規程第4条で、それぞれの審議会に審議会長及び同職務代理者を置くこと、同条第2項で、それら審議会長及び同職務代理者は審議会ごとに委員の互選により選出すると規定されていることから、互選をお願いするものでございます。

互選の方法につきましては、宇佐市農業委員会互選規程を準用することとなっております。以上です。

議 長 それでは、各地区審議会の審議会長及び同職務代理者の互選について、宇佐市農業委員会互選規程により投票による方法と指名推薦による方法がある訳ですが、そこでお諮りいたします。先程と同様に指名推薦の方法によることにご異議はありませんか。

委 員 よ り (異議なしの声)

議 長 ご異議ないようですので、審議会長及び同職務代理者は指名推薦といたします。再度、互選管理人は、久保事務局長をお願いいたします。

被指名人の選出にあたって互選管理人からの説明を求めます。

互 選 管 理 人 只今より地区審議会毎にお集まりいただき、地区審議会長及び同職務代理者の被推薦人を決定していただき、事務局まで報告をお願いいたします。

併せて、委員の皆様方が担当される地区について、農業委員担当地区一覧表(案)をお渡ししますので、ご協議の上、事務局まで報告をお願いいたします。

それでは、事務局がご案内しますので、移動をお願いいたします。

(各地区審議会にて協議)

互 選 管 理 人 各地区審議会の被推薦人が決定いたしましたので発表させていただきます。

「長洲・宇佐地区審議会」が審議会長に宮田文昭委員、同職務代理者に永岡卓巳委員、

「駅川・四日市地区審議会」が審議会長に今仁俊朗委員、同職務代理者に吹上和子委員、

「安心院・院内地区審議会」が審議会長に池田雅彦委員、同職務代理者に阿部善浩委員、以上の方々が推薦を受けております。

ここでお諮りいたします。

以上の推薦に決定することにご異議はありませんか。

委員より (異議なしの声)

互選管理人 ご異議ないものと認め、「長洲・宇佐地区審議会」が審議会長に宮田文昭委員、同職務代理者に永岡卓巳委員、「駅川・四日市地区審議会」が審議会長に今仁俊朗委員、同職務代理者に吹上和子委員、「安心院・院内地区審議会」が審議会長に池田雅彦委員、同職務代理者に阿部善浩委員が選出されました。

ただ今の決定により、当選人に対する通知にかえさせていただきます。

なお、各当選人の承諾につきましては、推薦時に了承が得られているものと解します。

以上で、地区審議会長及び同職務代理者の互選についての議題を終了します。

以上で互選会が終了しましたので、互選管理人の任を解かせていただきます。

議長 次に、日程第6「大分県農業会議会議員の選出について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局長 日程第6「大分県農業会議会議員の選出について」ですが、一般社団法人大分県農業会議の定款第6条第4項第1号の規定により、会長に会議員をお願いするものです。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局から説明のとおり、会長が会議員となることとなっているようです。会長を、会議員とすることにご異議はありませんか。

委員より (異議なしの声)

議長 ご異議ないものと認め、そのように決定します。
続いて、日程第7「農業者年金加入推進部長の選出について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局長 日程第7「農業者年金加入推進部長の選出について」をご説明いたします。

農業者年金の加入推進については、加入推進の強化を行っていきたいと考えており、そのためには、推進部長を筆頭に、今後も積極的な制度の定着・普及に努め、加入資格者の全員加入を目指して持続的に取り組む必要があります。

つきましては、大分県農業会議から宇佐市に割り当てられた加

入推進部長は3名となっておりますので、各地区審議会の会長に加入推進部長をお願いしたいと考えております。以上です。

議 長 お聞きのとおりでございます。ご異議ございませんか。

委 員 よ り (異議なしの声)

議 長 ご異議ないものと認め、そのように決定します。
それではここで、会場準備のため10分間の休憩をとります。
9時55分には再びご着席をお願いします。

(休憩)

議 長 それでは再開します。日程第8の議案第1号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。
それでは、事務局は説明をお願いします。

事 務 局 長 議案書の2ページをお開きください。
議案第1号「宇佐市農地利用最適化推進委員の選任について」
農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、別紙に
記載した者について宇佐市農地利用最適化推進委員の委嘱を行いた
いので承認を求める。

令和6年4月4日提出 宇佐市農業委員会

別冊の宇佐市農地利用最適化推進委員に関する評価委員会報告書
をご参照ください。

令和6年3月30日に任期の満了を迎えた農地利用最適化推進委員
の選任につきましては、令和5年9月25日から募集を行ったところ、
推薦・応募に応じた候補者の数は、宇佐市農業委員会の委員及び農
地利用最適化推進委員の定数に関する条例及び宇佐市農業委員会の
農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱に定める定数と同数に
なりましたが、農地利用最適化推進委員に関する評価委員会を開催
し、提出された推薦書の内容により、推進委員候補者として適任か否
かについて、審議・評価を行ったところ、推薦のあった30人全
ての者を宇佐市農地利用最適化推進委員候補者として選考し、評
価結果とする旨の報告をいただいております。

委員の皆様方におかれましては、評価委員会の報告を尊重いた
だき、農業委員会からの委嘱について、ご承認いただきますよう
お願い申し上げます。

議 長 お諮りいたします。議案書に記載されている農地利用最適化推
進委員候補者30名を選任することにご異議ございませんか。

委員より (異議なしの声)

議長 ご異議ないものと認め、30名を選任いたします。
続きまして日程第9「宇佐市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局長 推進委員の選任について、ご承認いただき有り難うございます。
本日、推進委員となられる皆様にもお越しいただいており、このまま委嘱式を執り行いたいのでよろしく願います。

議長 ただいま、事務局からの説明のとおりです。ご異議ございませんか。

委員より (異議なしの声)

議長 ご異議ないものと認め委嘱式を行います。

事務局長 おそれ入りますが、皆様ご起立願います。
ただ今から、宇佐市農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を執り行います。
「一同礼」

会長におかれましては、ご登壇願います。
委員の皆様方におかれましては、ご着席ください。
宇佐市農地利用最適化推進委員に委嘱される方の名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

(事務局長が全員の氏名を読み上げ)

宇佐市農地利用最適化推進委員に委嘱される方30名を代表して、榎田来委員に会長より委嘱状を交付いたします。
榎田委員は、会長の前にお進みください。

(委嘱状交付)

ご着席ください。
なお、委嘱状につきましては、後程、事務局よりお渡しいたします。
会長よりご挨拶申し上げます。

- 会 長 みなさん、おはようございます。この度、農業委員の改選によりまして、市長より19名の農業委員が任命されました。先ほど、臨時総会におきまして、会長となりました久保田昭廣と申します。よろしくお願いいたします。
- さて、ご存知のとおり日本の農業を取り巻く情勢は、高齢化による担い手不足や中山間地等の遊休農地の増加が懸念されており、宇佐市においても大きな課題となっております。
- その状況を踏まえ、国は、農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化をより果たせるように農業委員会等に関する法律の改正を行い、農地等の利用の最適化を必須事務に位置づけ、農業委員とは別に、担当区域において現場活動を行う農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととし、宇佐市農業委員会では、本日ここに、皆様方に委嘱を行った次第です。
- ここ宇佐市は、広大な水田を有する土地利用型農業が主体であり、農業者が夢と希望を抱いて農業経営に取り組めるか、10年先の農業をどう考えるのか、そして、足腰の強い農業をどう展開していくかが大きなテーマとなっており、活力ある地域農業の展開を図るためには、農業委員会の役割は今後ますます主要になってまいります。
- その使命を果たすためには、農業委員と農地利用最適化推進委員の密接な連携がなにより重要です。10年後の宇佐市の農業、広大な農地をわれわれが守っていくためにも、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。次の世代に農地をつなぐためにも、これから一緒に頑張りましょう。
- 最後になりましたが、委員各位におかれましては今後ともますますご健勝で、ご活躍くださるよう祈念いたしまして、私のあいさつといたします。
- 事務局 会長におかれましては控え席にお戻りいただき、皆さま方におかれましては、恐れ入りますが、ご起立ください。
- 以上をもちまして、宇佐市農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を終わります。
- 「一同礼」
- 議長 以上で議事日程記載の案件は、すべて終了いたしました。事務局から連絡事項があればお願いします。
- 事務局 長 総会終了後に事務処理等についての説明会を行いますので、引き続きよろしくお願いいたします。
- 以上です。
- 議長 本日は、改選後初の総会ということで、各役員等の選任など、

長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。

皆様方のご協力によりまして、総会が無事終了いたしました。
厚くお礼申し上げます。

終わりに、本日選任をいただきました役員一同、微力ではありますが、この職責を果たすため、一層の努力をいたす所存でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、令和6年度臨時総会を閉会いたします。

10時15分 閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和6年4月4日

議 長 久保田 昭廣 ⑩

署名委員 川野 峰志 ⑩

署名委員 阿部 善浩 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。